

## 関西サービックとの団交開催！

8月23日、地本は、15:00より新大阪丸ビルにおいて、(株)関西新幹線サービックとの団体交渉を開催しました。

団交委員は、浦谷副委員長、下茂業務部長、熊沢組織担当部長、西村台車検査車両所副分会長。サービックは、鈴木人事勤務課課長、市川人事勤務課係長、宮崎事業部部長代理でした。

**一方的な夜勤指定について、本人の承諾（通勤形態、健康状態）を得ること！  
会社に申告した内容が、サービックに伝わっていない**

**事実が明らかになった！**

### 「発」第3号「直ちに団体交渉の開催を求める申し入れ」(2016年7月4日申入)

#### 《サービック回答》

1. 7月1日より大阪台車検査車両所から出向した大坪組合員と西村組合員、タイガー警備保障(株)より出向先が変更となった熊澤組合員の夜勤勤務を直ちに撤回して下さい。  
【回答】当該出出向者の勤務については既に日勤となっている。
2. 大坪組合員は往復約4時間を要する遠距離通勤となっています。夜勤勤務を撤回して下さい。  
【回答】既に日勤に変更済みである。
3. 熊澤組合員は、健康上、夜勤指定をされないよう、関西支社伊吹課長代理、第二事業所山口所長へ申し入れていました。早急に夜勤勤務を撤回して下さい。  
【回答】社員の運用にあたっては、適切に判断している。当該社員についての詳細はお話し出来かねるが、事実として当該社員は既に日勤業務に就いている。
4. 3名の組合員に夜勤勤務を指定した根拠を明らかにして下さい。  
【回答】諸条件を考慮の上、会社が責任をもって総合的に判断しているため、お答えしない。
5. 何十年も日勤勤務に就いてきた組合員をいきなり夜勤指定することについて、何らの配慮も本人への承諾もありません。御社の見解を明らかにして下さい。  
【回答】諸条件を考慮の上、会社が責任をもって総合的に判断しているため、お答えし

ない。

6. 今後、御社へ出向する社員へは、勤務種別や業務内容等の労働条件を丁寧に説明し、通勤時間、健康状態も考慮し、本人の承諾を得た社員のみを夜勤指定して下さい。

【回答】説明は出向元であるJR東海が行うことであり、当社にお話し頂くことではないが、本人への説明は適切に行われていると聞いている。また、勤務指定については会社が責任をもって総合的に判断しており、そのような考えはない。

7. 年間休日等の労働条件の不明な点が多くあり解明したいと考えています。就業規則を提示して下さい。

【回答】労働条件については既にJR東海から通知されている通りであり、年間休日についても周知済みである。

8. 大阪台車検査車両所での勤務と出向後の勤務が連続7日間の勤務ような指定となります。勤務指定についての根拠を明らかにして下さい。

【回答】当社の勤務は、当社に配属した他の社員と同様、適切に指定している。

9. 団体交渉の開催は7月中に開催して下さい。

【回答】調整の上、出来る限り早くご回答出来るようにしている。

以上

### 《 議論内容 》(サー：関西サービック)

組合：今日の場合は責任ある回答を望みたい。会社を代表する責任ある回答と受け止める。

サー：会社の回答として回答する。

組合：夜勤を日勤にした根拠は何か。

サー：勤務指定に関しては諸要素を総合的に勘案して判断している。

組合：具体的根拠は何か。

サー：諸要素である。あくまでも一般論であるが、業務量、要員需給を総合的に勘案して会社が責任をもって決定する事項。全てを明らかにする考えはない。

組合：その要素を聞くと、社員側の要素は勘案されないようだがしないのか。

サー：業務量、要員需給と説明したが、それは診断書なども考慮する場合もある。

組合：今回は二人の方が診断書を提出しているが、それが理由であるということか。

サー：ひとつの理由である。

組合：今回の本人の通勤形態や体調の要素が勘案されたのかどうかを確認したい。その他の要素があると言うと、社員側の要素が勘案されていないのではないかと不安である。

### **診断書を提出すれば就労条件として加味する！**

サー：診断書があれば一般的には就労する条件であるので加味することはあり得る。

組合：加味することがあるということを確認する。

サー：申し入れ事項2の往復4時間の遠距離通勤と夜勤を撤回ということが結びつかなかった。

組合：翌朝の3時に夜勤が終了しても、電車がないために直ぐに帰宅できない。帰宅しても4～5時間でその日に出勤となり休養、在宅時間が短い。

サー：夜勤が嫌というより待っている時間があるのでということが理由なのでは。

組合：労働時間も夜勤のほうが長いことも理由である。在宅時間が短くなる。

サー：鳥飼事業所には遅く終わる夜勤があるが、ロスタイムがなく電車に乗れるので問題ないのでは。

組合：遠距離通勤の組合員の夜勤を日勤に変更したのは、本人からの申し出があったからではないのか。

## **通勤時間往復4時間は夜勤に適さない！**

サー：それも一理。何度も繰り返しになるが、勤務の指定、変更に関しては総合的に勘案して会社が判断している。申し入れで遠距離通勤が夜勤勤務撤回となっているのでどういふことかと分からなかった。お話しでは3時に終わって帰宅のタイムロスがあるということが主な理由なので、遅く終わる夜勤なら可能なのではないかと。

組合：仮にそうであったとしても、今まで何十年も日勤勤務だった方がいきなり夜勤勤務となると生活パターンが真逆になること、体調管理も含めて通勤時間が大変だということで夜勤勤務撤回の理由となっている。通勤時間だけが理由ではない。

サー：本人の申し入れの内容は、往復4時間の遠距離通勤だから夜勤を撤回して欲しいということでは。

組合：主にそうである。

サー：西村さん、熊沢さんは体調の申し入れであった。

組合：夜勤と日勤の在宅時間の違いが大きいから夜勤を変えて欲しいということ。

サー：先ほどの話しでは勤務アケで時間がもったいないという話し。遅いほうの勤務なら時間的にも問題ないし、必ずしも夜勤はダメということではないと理解してもいいのか。

組合：その遅い夜勤ばかりの勤務の社員はいるのか。夜勤パターンが4種類あるが、4種類で回すのではないのか。

サー：そういう時間帯が中心という方はいる。遅い夜勤の固定なら可能なのでは。

組合：遅い夜勤ならいいということではない。夜勤は止めて欲しいと言ってる。

サー：逆に言えば遅い夜勤ならいいということでは。

組合：遅い夜勤の場合と日勤の場合の在宅時間の違いがあるのか、本人には確認したのか。昼の時間帯に在宅して休養するのと、夜に在宅するのとでも条件が違う。

## **遠距離通勤と夜勤の関係の話は納得！**

サー：遠距離通勤と夜勤の関係の話は分かりました。

組合：今回のような遠距離から通ってるような社員はいるのか。

サー：社員個人の話になるので具体的には答えられないが、通勤が長い人はいる。

組合：そういう社員は変更の申し出はなく夜勤が出来る方。出向者ではいるのか。

サー：出向者ではない。

組合：JRから聞いた組合員の居住地や、遠距離通勤を把握した上で夜勤指定したのか。

サー：通勤時間については聞いてる時間はあった。勤務指定に関しては総合的に勘案して会社が判断して決めた。

## **「総合的に判断」?! 実際、配慮はいっさいなし!**

組合：それでは配慮がされてない。足りない。

サー：背景については分かりました。

組合：4項の回答にある諸要件とは何か。

サー：諸条件についてはお答えできません。

組合：答えられないのか。諸条件と言ってもそちらには分かるが、こっちは分からない。  
サー：一般的には要員需給、就労制限などの各種条件、俗人の運用などの様々な要素が諸条件。  
組合：3名への夜勤指定は要員需給が足りないのか。  
サー：そういったことは答えられないが、総合的に勘案してる。  
組合：J Rからの出向者でも夜勤を指定してない社員がいる。その判断理由は何か。  
サー：諸条件で個人の条件などで違う。俗人の運用など総合的に勘案してる。  
組合：それでは分からない。具体的に答えて欲しい。  
サー：会社が責任もって判断してる。全ては答えられない。  
組合：夜勤指定の判断はサービック会社かJ R会社のどちらが判断してるのか。  
サー：当社で判断してる。  
組合：諸条件の中に就労制限があるが、就労制限には健康上の問題は含まれるのか。  
サー：一般的に言って入る。夜勤や、深夜勤務が出来ない。超過勤務が出来ない等。

## **関西支社伊吹代理に夜勤は無理と申告したが、 いっさい考慮されずに夜勤指定！**

組合：諸条件の中に就労制限が含まれると言うが、私の場合、夜勤指定が分かるまでに伊吹代理に申告した。就労条件通知書を受け取った時に、夜勤は好ましくないと医者が言ってる、夜勤があるのかと聞いたら、そうじゃないかと言う程度の返答であったが、その時に代理に申告した。その申告は考慮されていない。実際、就労する前に考慮して欲しかった。  
サー：先ほど回答（6項）した通り、J Rからは本人への説明は適切に行っていると聞いている。  
組合：その中で、J Rからは本人が夜勤は入れて欲しくないと言ってる事は聞いてないのか。  
サー：その辺は諸条件を考慮して判断している。  
組合：私の場合は7月1日から出向となったが、勤務指定はいつ頃に指定するのか。夜勤にするのかはいつの時点で判断しているのか。  
サー：25日が勤務指定の日である。  
組合：就労条件通知書の作成はどちらが作成しているのか。  
サー：内容は当社。  
組合：J Rの管理者から通知を渡されたときに、年間休日数の違いなどを質問したが答えていないし説明はなかった。サービックからの回答でJ Rが説明してるとあったが事実ではない。

## **サービック曰く「説明するのはJRの責任です」！ 会社は対応を改めるべき！**

サー：そこを言われても分からない。説明するのはJ R。  
組合：実際、通知を渡された時に説明はされていない。関西支社にも言ってるが、サービック会社さんにも今日改めて正直に言ってる。後日、サービック会社からも支社へ確認するべき。  
サー：聞いたことは伝える。  
組合：支社からどのような説明を聞いているのか分からないが、私たちが今日言うことが事実である。しっかりと今日、受け止めてもらいたい。

サー：伝える。

組合：実際、診断書を出して日勤となったが、変更されるまでに現場で見習いで世話になった方など多くの社員に迷惑を掛けた。決定する前に当事者の話しを聞いて考慮するべき。

サー：主旨は何いました。

組合：色々こちらの話しはまだ尽きないが、当事者の話は聞くという確認をしたい。

サー：ご意見は何います。

組合：診断書は出せば就労制限という問題として受け止めてもらえるということであると確認する。

サー：先ほどの回答通り、諸条件の就労条件として加味される。

組合：本当は診断書を出す前に考慮して欲しい。

組合：私たちが職場で上司に話していることが会社からサービックさんに伝わっていないことが今日、はっきりした。逆に言うと、会社からサービックさんが聞いていることと私たちの言ってる事が違っていることがはっきりした。

### **サービック曰く「100%伝わっているか、定かでない」!**

サー：J R 東海での説明で言われている事が100%こちらに伝わってるかと言えばそれは定かではないが、伝わってることは伝わってる。

組合：結果的に迷惑を掛けてしまってる。働いていても申し訳ない気持ちがある。このような気持ちにならないようにしてもらいたい。

組合：J R 東海で面談が行われているが、その内容の報告は受けてるのか。

サー：特筆すべき事は聞くこともある。

組合：最低限の居住地、通勤方法、家族状況は聞いているはず。

サー：個人情報に関する事なので。

組合：勤務時間中の組合活動について、御社の中の労働組合と労働協約を結ぶときに組合活動を認めている内容があるはず。

サー：他の労働組合のことは言えない。

### **勤務時間中の当たり前の組合活動を認めろ!**

組合：御社の中で一般的な当たり前の組合活動として認めている内容はあると思うが、出向者の組合員に対してもその内容を適用されたい。

サー：ご意見としては何う。

組合：検討はするのか。

サー：ご意見としては何う。

組合：検討はしないのか。

サー：今回の申し入れにはない。何かあれば意見、主旨などを書いて頂ければ対応も含めて検討する。

組合：改めて書面で申し入れれば団交を開催するのか。

サー：団交を開催するのも含めて真摯にこちらで対応する。

組合：今日、出向者の二人は自分の休みの時間で出席しているが、J R 東海会社やサービックさんとの団交や業務委員会にも参加出来るよう勤務時間中の組合活動を認めて頂きたいので後日、検討して申し入れる。

組合：各事業所での熱中症対策がバラバラである。何故か。

サー：申し入れの中にないので答えられない。

組合：鳥飼事業所で昼の休憩時間でシャワーを使わないように制限してると聞いているが、

事実か。

サー：事業所の事については把握していない。

組合：その事実があるなら改善されたい。

組合：事業所毎の決まりはあるかもしれないが、本社で制限をしてるということはあるのか。

サー：どういう主旨かも含めて改めて書面で申し入れて頂ければ検討する。

組合：出向者は現場で就業規則を見れるが、組合としてもその都度、検討が必要になる。一部組合に頂きたい。

サー：(サービックからコピーを受け取る)

組合：鳥飼事業所でサービックが設置しているAEDはあるのか。

サー：申し入れにはないので分からない。

組合：事業所間の異動、事業所内の異動の希望があれば現場に申し入れればいいのか。

サー：希望どうりとなるか分からないが意見は聞く。会社側が決めることではある。

組合：連続した勤務があった。勤務指定について、出向前はJR、出向後はサービックと区別しているのか。

サー：出向前はJRが責任もって対応してるはず。出向後しか分からない。

サー：申し入れに関して他になければ。

組合：申し入れの回答については持ち帰って改めて検討する。今後も社員の労働条件の改善をお願いしたい。申し入れ以外の意見も出た。引き続きこのような場の設定を要請するので対応をお願いしたい。

組合：今日の議事録確認は作成するのか。

サー：それはしない。

組合：議論の中で確認した事は確認ということ。

以上